



浦幌町雇用促進事業補助金制度のご案内

中小企業者等の育成及び雇用の促進を図る事を目的に、新たに正規雇用をする事業主の方などへ『雇用促進事業補助金』を交付します。

対象となる事業者

- 浦幌町内に独立した事業所又は店舗がある下記の中小企業者等
 - 中小企業者：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
 - 中小企業団体：中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合、事業協同小組合、企業組合及び協業組合
 - NPO法人：特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
 - その他町長が特に必要と認める事業者
- 浦幌町内に住所がある方を期限に定めのない雇用契約を結び1年以上継続雇用をすること。ただし、町外の方を新規に雇用した場合は、実績報告時（採用日から1年後）までに住所を異動し、町民となることが必要となります
- 申請者が町税、その他町に対する債務を完納していること
- 対象とならない場合
 - 雇用した方が「以前の職場で、この補助金の交付対象になったことがある方」「町の補助金、助成金及び委託料（指定管理者は除く）等により雇用された方」「65歳に達した日以降に雇用され、雇用保険の適用除外となる方」の場合は、対象となりませんのでご注意ください

補助金の額及び期間

継続雇用された方1名につき、480,000円を単年度限り交付します。
ただし、当該年度に交付の対象となる新規雇用者の採用日については『前年度の4月2日～当該年度の4月1日』の期間となります。

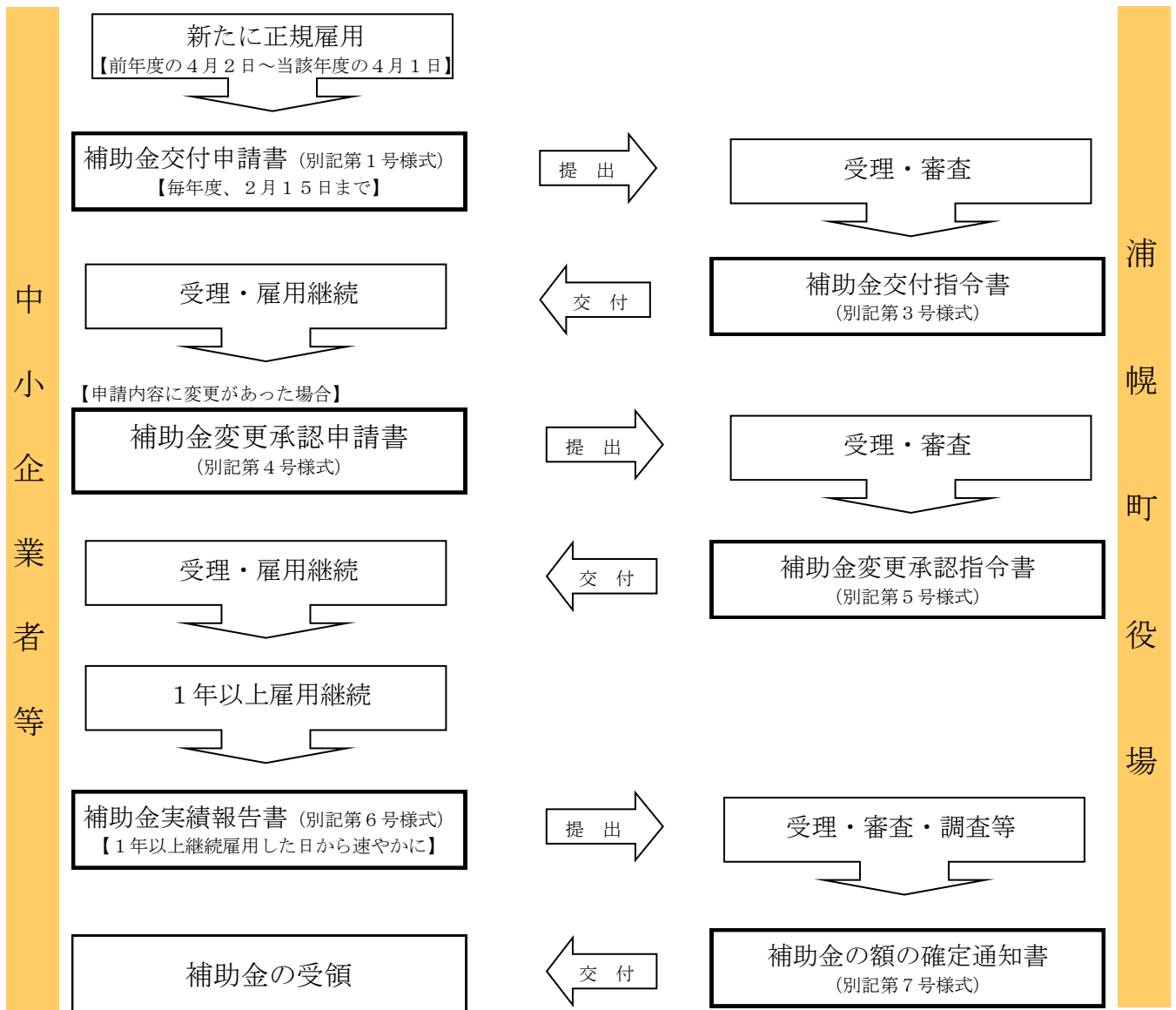
補助金の交付申請

- 申請受付期間：毎年度、4月1日から2月15日まで
- 提出書類
 - 補助金交付申請書（別記様式第1号）・雇用契約書の写し・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し・社会保険等の被保険者証の写し・町税等の納入状況等閲覧承諾書（別記様式第2号）・当該新規雇用者の住民票（現に町民の方を雇用したとき）・その他

補助金の実績報告

- 提出時期：事業完了後（採用から1年以上経った日）速やかに提出してください。
- 提出書類
 - 補助金実績報告書（別記様式第6号）・賃金台帳の写しか給与支払い明細の写し（12月分）・当該新規雇用者の住民票（申請時に未提出の場合）・1年以上継続雇用をしたことが証明できる書（出勤簿等）

申請から受領までの流れ



各様式は、町ホームページからダウンロードできます。

アドレス：<http://www.urahoro.jp/index.html>

【トップ>産業情報>浦幌町雇用促進事業補助金】から

提出先及びお問い合わせ先

〒089-5692 浦幌町字桜町15番地6
浦幌町役場産業課 企業対策労政係 (電話576-2181 産業課直通)

詳しくは、町のホームページ (<http://www.urahoro.jp/index.html>)
をご覧ください。